

【別表】

対象事業	助成対象者	助成の内容	助成率又は額	重要な変更
<p>林業労働災害未然防止事業 林業労働災害未然防止経費 助成</p>	<p>林業経営体等 次のいずれかに該当する経営体とする。 1 主たる事業所を都内に有し、主に都内で主伐・保育等の森林整備事業を実施している林業経営体 2 都内で主伐・保育等の森林整備事業を実施している他県の林業経営体 3 都内で森林整備事業のための森林測量、森林調査等を実施している都内外の経営体</p>	<p>安全対策用品等の購入に係る経費で理事長が定めるもの</p>	<p>理事長が定めるものとする。</p>	<p>助成金額の30%を超える増減</p>

(別記1)

区分	助成の内容	助成率又は助成額
林業労働災害未然防止事業		
林業労働災害未然防止助成	助成対象者となっている林業経営体等に従事する常勤の現場技術者が、処方箋薬局の窓口で支払った自己注射用エピネフリン注射液購入に係る費用及び蜂毒アレルギーの検査料、診察料に係る費用	購入費：定額 助成額上限3,000円／人・年 受診料：1／2以内 助成上限額2,675円／人・年